# 勤務条件について

#### 1 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 2 勤務時間等

- (1) 勤務時間
  - ① フルタイム勤務職員は、常勤職員と同様とする。
  - ② 短時間勤務職員の勤務時間は公務能率等を勘案し、1日勤務(常勤職員時と同様)の場合は、

ア 週2日勤務

イ 週3日勤務

の2形態を基本として設定するものとする。

- ③ 勤務実態の特殊性により②により難い場合は、勤務時間について別途設定できるものとする。
- ④ 交代制勤務の場合で、ローテーションが通常と異なる勤務については、週当たりの勤務 時間を基本として勤務時間を割り振るものとする。

#### (2) 週休日

- ① フルタイム勤務職員の週休日は、常勤職員と同様、日曜日及び土曜日とする。
- ② 短時間勤務職員の週休日は、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において設けることができる。
- ③ 公務上の必要がある場合、週休日の振替を行う。

#### 3 休 暇

- (1) 年次休暇
  - ① フルタイム勤務職員の年次休暇の付与日数は、常勤職員と同様、1年につき20日とする。
  - ② 短時間勤務職員の年次休暇の付与日数は、20日を基準に1週間の勤務日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数とする。
- (2) 特別休暇
  - ① スクーリング休暇及び長期勤続休暇は適用しない。
  - ② 短時間勤務職員のボランティア休暇、結婚休暇及び夏季休暇については、比例付与とする(日単位のため端数は四捨五入)。
  - ③ 上記以外の特別休暇は常勤職員と同様の取扱いとする。
- (3) その他の休暇

病気休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、フルタイム勤務職員、短時間勤 務職員ともに常勤職員と同様の取扱いとする。

(4) 職務専念義務の免除

職務専念義務の免除については、フルタイム勤務職員、短時間勤務職員ともに常勤職員と 同様の取扱いとする。

# (5) 育児休業等

育児休業については、フルタイム勤務職員は常勤職員と同様の取扱いとし、短時間勤務職員は、週3日勤務者のみ、原則、子が1歳に達する日まで取得可とする。

育児短時間勤務については、フルタイム勤務職員は常勤職員と同様の取扱いとし、短時間 勤務職員については認めない。

部分休業については、フルタイム勤務職員は常勤職員と同様の取扱いとする。短時間勤務

職員については、第1号部分休業は常勤職員と同様の取扱いとし、第2号部分休業は非常勤職員と同様の取扱い(勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じた時間を超えない範囲内)とする。

# (6) その他の休業

フルタイム勤務職員、短時間勤務職員ともに、大学院修学休業、自己啓発等休業及び高齢者部分休業は認めない。

#### 4 給与等

- (1) 給料月額(別紙参照)
  - ① 給料月額は職務の各級ごとの単一の額とし、昇給はしない。
  - ② 短時間勤務職員の給料月額は、フルタイム勤務職員の給料月額にその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

# (2) 諸手当等

① 支給される手当等

教職調整額、給料の調整額、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末・勤勉手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当

② 支給されない手当 扶養手当、退職手当

※ 条例改正があった場合、対象となる手当は変動することがある。

#### 5 その他

(1) 公務災害

地方公務員災害補償法の規定に基づく地方公務員災害補償基金の補償が行われる。

#### (2) 医療保険及び年金保険等

- ① フルタイム勤務職員については、共済組合員資格が付与されるため、地方公務員等共済 組合法に基づく短期給付及び長期給付が適用される。
- ② 短時間勤務職員のうち、週当たりの勤務時間が20時間以上の職員は、医療保険については、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付が適用され、年金については、厚生年金保険法に基づく日本年金機構の厚生年金が適用される。
- ③ 短時間勤務職員のうち、週当たりの勤務時間が20時間未満の職員は地方公務員等共済組合 法及び厚生年金保険法が適用されず、国民健康保険の被保険者又は共済組合の任意継続組合員 となる。

#### (4) 雇用保険

フルタイム勤務職員及び週3日勤務者は、雇用保険の被保険者となる。

# (5) 互助会

- ①フルタイム勤務職員については、会員となる。
- ②短時間勤務職員については、会員とならない。

# 暫定再任用職員の給料月額について

# 《教育職給料表(二)》

# ・フルタイム勤務職員

職務の級	1 級	2 級
給 料 月 額	238,500 円	279,100 円

# •短時間勤務職員

職務	の級	1 級	2 級
給料月額	週2日	95,400 円	111,640 円
	週3日	143,100 円	167,460 円

- ※ 令和7年10月1日現在 (給料表の改定があった場合、給料月額は変動することがある。)
- ※ 教諭・養護教諭・栄養教諭・主任実習助手・主任寄宿舎指導員に再任用の場合は2級を、 実習助手・寄宿舎指導員に再任用の場合は1級を適用する。

# 〈参考〉期末手当・勤勉手当の支給割合

	6 月	12 月
期末手当	70/100	70/100
勤勉手当	50/100	50/100

※ 令和7年10月1日現在(条例改正があった場合、支給割合は変動することがある。)